

高知市団体旅行客誘致促進給付金の実施要領

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により減少している本市への旅行客の増加により、本市の観光関連事業者の需要を喚起するため、本市の区域内に存する宿泊施設での宿泊を伴う募集型企画旅行を企画及び販売する事業者に対し、1人泊あたり5,000円の給付金を給付いたします。

1 給付対象者

給付金の対象者は、①～⑤の要件を全て満たす旅行業法に基づく登録を受けた旅行者とします。

【給付対象者】

- ① 募集型企画旅行を企画、販売及び実施（以下「実施等」という。）すること。
- ② 当該給付対象者が実施する募集型企画旅行において、異なる3施設以上の宿泊施設に宿泊すること。
- ③ 対象期間中に、募集型企画旅行による合計の人泊数が100を超えること。
- ④ 暴力団関係者でない者。
- ⑤ 税（国税（法人税及び消費税）、各都道府県税及び各市町村税を滞納していない者。

※ただし、下記に該当する方は、給付を受けることが出来ませんのでご注意ください。

破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。）がなされた者

2 申請受付期間

申請については、10月1日から第一次申請受付を行います。また、第一次申請受付の結果、予算に余剰が生じた場合などに第二次申請受付を実施することがあります。

第一次申請受付：令和3年10月1日（金）から10月7日（木）17時まで（必着）

※締切日（10月7日）時点の申請に基づき、給付金額を決定します。

※給付申請額の総計が、予算額を超える場合は、提出いただいた送客実績等を参考にして各社への給付金額を決定します。

※給付決定通知は、10月8日以降速やかにメールで送付いたします。

第二次申請受付：令和3年10月12日（火）から11月1日（月）17時まで（必着）

※第一次申請期間に給付申請を行い、既に給付決定を受けた事業者も再度申請することが可能です。

※第二次申請受付に関する情報は、10月12日から高知市公式ホームページにおいて公開する予定です。

3 申請方法

次の①～④の書類をメールにより提出してください。

- ① 給付申請書（様式第1号）
- ② 令和元年度送客実績明細書（別紙1）
- ③ 令和2年度送客実績明細書（別紙2）
- ④ 令和3年度事業計画書（別紙3）

4 提出先

以下の提出先に、メールにより提出してください。

高知市商工観光部観光振興課

Email : kc-150300@city.kochi.lg.jp

※メール件名の冒頭を「【高知市団体旅行客誘致促進給付金給付申請】〇〇会社（御社名）」としてください。

※提出した後に、必ず到達確認のため、高知市商工観光部観光振興課まで、お電話でご連絡いただきますようお願いいたします。

5 対象期間

令和3年11月19日（金）から令和4年2月14日（月）までに行われる旅行

※11月19日（金）チェックイン分から2月14日（月）チェックアウト分までを対象とします。

6 対象ツアー

給付の対象となるツアーは、以下の条件を満たしていることとします。

- ① 感染状況に関わらず、感染リスクを避けた安心安全の旅行にするために、感染防止対策を徹底したツアーであること。
(例：新型コロナワクチン接種証明（記録）の活用や、PCR検査などの陰性証明を条件等するなど感染防止対策が徹底されているものが考えられますが、必ずワクチン接種証明やPCR検査等を義務付けるものではありません。)
なお、ワクチン・検査パッケージなど、国による都道府県をまたぐ移動をする際のガイドライン等が公表された際には、それらを遵守したツアーであることを条件とします。
- ② 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて宿泊事業を営む施設に宿泊すること。なお、実施する募集型企画旅行において、異なる3施設以上の宿泊施設を利用するものであること。
- ③ 新聞折り込み、新聞広告、パンフレット、チラシ、WEB広告等を利用して募集の広告を行うものであること。また、当該広告に当給付金を受けて実施していることを明らかにすること。
- ④ 原則として添乗員が同行し、1行程あたりの宿泊人員が8名以上であること。
- ⑤ 政治的活動若しくは宗教的活動又はコンベンション（各種大会・会議・セミナー・スポーツ大会・シンポジウムなど）への参加を目的とするものでないこと。

7 給付金額

給付金額は、対象期間中に送客できる目標人泊数に5,000円を乗じて得た額を限度額とします。

令和3年11月19日～
令和4年2月14日の目標人泊数

給付金額

人泊 × 5,000 円 = 円

↳ 100人泊以上～

※実績報告時点で、100人泊に満たない場合は、給付対象外となります。したがって、ご申請をいただく目標人泊数について、100人泊以上でご申請いただくようお願いいたします。

※申請していただく目標人泊数に上限値はありません。予算額を超える申請があった場合は、提出いただいた実績等を参考にして各社への給付金額を決定します。その場合の、給付決定の最小額は、500,000円（＝100人泊（配分）×5,000円）となります。

8 旅行代金及び募集について

① 旅行代金について

1人泊あたり5,000円の給付金について、原則として旅行代金の割引に4,000円、送客に係るPR経費等に1,000円として利用してください。なお、旅行代金が5,000円を下回るツアーは対象外となります。

② 募集広告等について

新聞折り込み、新聞広告、パンフレット、チラシ、WEB広告等を利用して募集の広告を行う際、必ず「高知市団体旅行客誘致促進給付金」を受けて実施していることを明記してください。なお、給付決定者には、当給付金の表記として「ロゴ」を作成し提供する予定です。

9 中間報告について

以下の対象期間中に送客した実績人泊数について、以下の提出期間内に次の書類をメールにより提出してください。

① 提出期間

令和4年1月4日（火）～1月14日（金）17時まで（必着）

② 対象期間（ツアーの実施期間）

令和3年11月19日（金）～12月31日（金）

※11月19日（金）チェックイン分から12月31日（金）チェックアウト分までとします。

③ 提出書類

中間報告書（様式第4号）

④ 提出先

高知市商工観光部観光振興課

Email : kc-150300@city.kochi.lg.jp

※メール件名の冒頭を「【高知市団体旅行客誘致促進給付金中間報告】〇〇会社（御社名）」としてください。

※提出した後に、必ず到達確認のため、高知市商工観光部観光振興課まで、お電話でご連絡いただきますようお願いいたします。

10 実績報告について

給付決定旅行の実施が完了したときは、送客した実績人泊数について、提出期間内に次の書類を郵送又は持参により提出してください。

なお、提出が遅れた場合は、給付金の給付ができない可能性がありますのでご注意ください。

① 提出期限

令和4年2月25日（金）17時まで（必着）

② 対象期間

令和3年11月19日（金）～2月14日（月）

③ 提出書類

実績報告書（様式第5号）

宿泊利用証明書（別紙4）

④ 提出先

高知市商工観光部観光振興課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号（第二庁舎2階）

11 給付金の給付請求について

実績報告後、順次、給付金給付額確定通知書により給付金額の確定通知を行います。給付金給付額確定通知を受けたときは、給付請求を行うため、速やかに提出期間内に次の書類をメールにより提出してください。

① 提出期間

令和4年3月11日（金）17時まで（必着）

② 提出書類

給付請求書（様式第7号）

口座振替申出書兼委任状

提出先

高知市商工観光部観光振興課

Email : kc-150300@city.kochi.lg.jp

※メール件名の冒頭を「【高知市団体旅行客誘致促進給付金給付請求】〇〇会社（御社名）」としてください。

※提出した後に、必ず到達確認のため、高知市商工観光部観光振興課まで、お電話でご連絡いただきますようお願いいたします。

12 事業の中止等について

旅行を実施する催行日を基準に、高知県もしくは出発地が「緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施等、国が感染拡大地域として指定した地域」となった場合、直ちに事業を中止いたします。

ただし、全国の感染拡大状況によっては、独自の判断基準で事業を中止する場合があります。

また、感染状況に関わらず、感染リスクを避けた安心安全の旅行にするために、感染防止対策を徹底してください。

なお、ワクチン・検査パッケージなど、国による都道府県をまたぐ移動をする際のガイドライン等が公表された際には、それらを遵守したツアーであることを条件とします。

※ 原則として、中止・休止となる場合のキャンセル料及びすでに発生しているPR費等の経費に対しては、給付金を支給いたしません。

13 他事業との併用について

当給付金と併用が可能となる事業については以下のとおりです。なお詳しくは、各助成金事業等の実施主体にご確認ください。

① 高知県観光振興課

高知観光トク割キャンペーン※1

高知観光リカバリーキャンペーン

② 観光庁

GOTOトラベル事業※1

③ 高知県観光コンベンション協会

各種助成事業

※1…GOTOトラベル事業が再開した場合、高知観光トク割キャンペーンとの併用は不可となっています。

14 お問い合わせ先

高知市商工観光部観光振興課

担当：岡野，吉井

高知市本町5丁目1番45号（第二庁舎2階）

TEL：088-823-9457

FAX：088-823-9415

E-Mail：kc-150300@city.kochi.lg.jp

※電話及び来庁受付時間：午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，可能な限り，お電話でのお問合せにご協力ください。）